

令和5年6月27日

◎31番（坂本茂雄君） 県民の会を代表して質問させていただきます、坂本茂雄でございます。

県民の会は、8年前「中山間地問題、少子高齢化や人口減少、南海トラフ地震対策など多くの課題が山積している中、あらゆる災害に強い県土づくりを進め、産業振興を軸とした県経済の活性化、県民の健康と福祉の向上など、より豊かな県民生活の向上につながる政策の実現を図るとともに、平和憲法を尊重し、脱原発の方向を目指し、県民生活の向上と県政発展に全力を尽くすこと」を決意して、会派を結成しました。

今回、新たな議員も迎え、会派の構成議員もかわりましたが、会派としてスタートした初心を忘れることなく、県民に寄り添い、身近であったかな県政をつくるために、県民目線を第一に、県勢浮揚のため是々非々のチェック機能を果たしていく決意ですので、今後とも県民の皆様、そして、知事初め、執行部、職員、各会派・同僚議員の皆様には、よろしく願い申し上げます。

それでは、「知事の政治姿勢」から、順次、質問させていただきます。

まず、知事選に向けて、知事が各政党に対して行った推薦依頼と政党との距離感についてであります。

知事は、この秋に再選を期して闘われる県知事選挙において「行政トップという立場なので、幅広く推薦をいただいて臨みたい」とのスタンスで、自民、立憲民主、公明、国民民主、共産、社民の6党に推薦願を提出されました。

県議選挙投票日翌日の記者会見で、知事は「県政与党の第1党として支え、助言してもらってきていた自民党が議席減という結果は、率直に残念だ」と述べられ、その際に、自民現職と入れかわる形で当選した無所属候補の中には、県政運営に与党的な立場をとる人が多いとの認識を示し、「県議会と執行部の立ち位置、構図に、大きな変化はないのではないか」と強調されています。

本来、幅広く推薦をいただきたいのなら、日常的に等距離でなければならないと思うのですが、今までのような距離感で「幅広く推薦をいただく」スタンスなのかと疑念を抱かざるを得ません。

知事が、推薦依頼をされたそれぞれの政党との距離感は、どのようなものなのか、お聞きします。

次に、知事の言う、県政与党の第1党として支え、助言してもらってきていた自民党の高知・徳島県選挙区の高野光二郎参議院議員が、秘書に対する暴行事件で辞職されたことが、この事案以外にもハラスメント的対応があったことも報道されています。

知事は会見で「公人として、この類いのお話が発覚してきているということであれば、

しっかりと説明責任を果たしていただいで、信頼回復に努めていただくことが何よりも必要だ」と話されていますが、16日の辞職表明会見の様子を御覧になって、説明責任を果たし、信頼回復に努めるような会見だったのか、どのように感じられたか、お聞きします。

また、このような事案、そして、その対応が政治の信頼喪失につながり、投票率の低下などにもつながる一因であると思うのですが、知事はどのように考えられているか、お聞きします。

次に、知事選と同時に行われるであろう高知市長選挙の構図が、知事選に及ぼす影響について、お聞きします。

6月16日の記者会見で、高知市長選の質問に答えて、「選挙の全体の構図であったり、選挙の争点であったり、そういったものの展開次第では、どちらかの候補者をという選択肢は、今の時点では否定することはできない」と答えられ、「岡崎市政への評価と多選」についての質問には「お互い胸襟を開いて話し合いをしながら、折り合いどころを見つけて、コロナの対応なども含めて連携して対応できてきたと思う。そういう意味では感謝している部分も多い」が、「多選の問題に関しては、一般論としては、3期目までというのが世間的な1つの相場観」ではないかと言及されています。

この言葉を一般論として受けとめると、3期の倍の期数に挑戦される現職は「どちらかの候補者をという選択肢」とはならないとも受けとめられますが、今後さらに煮詰まっていく市長選挙の構図が、知事選にどのように影響すると考えられているか、お聞きします。

続いて、閉会したばかりではありますが、今通常国会では、いわゆる与野党対決法案が多く、しかもそれらの法案が、国民に対して理解が得られないまま強行採決されたものもあると受けとめています。

その中でも、知事として、それぞれどのように評価し、自治体への影響などをどのように受けとめているか、順次、お聞きします。

まず、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」いわゆる防衛費財源確保法についてです。

この防衛費財源確保法には、2024年度以降の防衛費増額のため、税外収入を積み立てる「防衛力強化資金」を新設することが盛り込まれています。

また、増税については、復興特別所得税の税率を現行の2.1%から1%引き下げ、新たに1%の付加税を課して防衛費に充てて、2037年までとしていた復興特別所得税の課税期限については「復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さ」で延長することなども議論されています。

当然のことながら、復興財源の軍事費への転用は、被災地の願いと真っ向から反し、受け入れられるものでないことは、誰もが思うことでしょう。

さらに、巨額の予備費で生じる剰余金に頼る構図なども含めて5年間で43兆円にふや

すというようなやり方で財源を確保してまで、防衛費の増額を図る必要性があるのかと思いますが、その是非について、お聞きします。

また、財源措置という面で見るとき、今議論されている財源の確保の仕方が妥当であるのか、知事の評価をお聞きします。

続いて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」いわゆるマイナンバー法など関連改正法についてお聞きします。

現行の健康保険証は 2024 年秋に廃止し、マイナンバーカードとひもづけしたマイナ保険証に一本化するというマイナンバー法など、関連改正法に対して、国会での審議が進めば進むほど、国民の批判が高まりました。

そして、マイナカードに関する相次ぐトラブルについては、先ほど、共産党のはた議員が指摘されたとおりであります。

そこでお聞きしますが、この相次ぐトラブル解消のための措置が自治体に負担を強いていることになるのではないかと考えますが、どのように受けとめられているか、お聞きします。

また、このままでは、マイナ保険証一本化・現行保険証廃止によって、医療難民すら生じかねず、マイナ保険証への来秋一本化・現行保険証の廃止については、見直されるべきだと考えますが、知事はどのように評価されているのか、お聞きします。

次に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」いわゆる「LGBT理解増進法」について、お尋ねします。

今回のLGBT理解増進法案は、G7の中で唯一、同性カップルに対して国として法的な権利を与えず、LGBTに関する差別禁止規定を持たない議長国日本に対して、広島で開催されたG7サミットという「外圧」によって成立へと動き出したと言えます。

今回提出された原案が、修正協議を経て「差別は許されない」が「不当な差別があってはならない」と修正されたり、「全ての国民が安心して生活できること」という条文が新設されたことで、支援団体や当事者からは、「目的であるはずの性的少数者に対する理解を阻害する懸念がある」との声も上がり、一部ではLGBT「差別」増進法ではないかとも言われています。

このように、本来の立法目的の肝である「全ての国民がその性的指向または性自認にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり性的指向及び性的自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識のもとに」との文言が削除された法律を、知事はどのように評価しているか、お聞きします。

また、自民党の一部国会議員らは、この法案を規制の道具と捉えているようで「この法案はむしろ自治体による行き過ぎた条例を制限する抑止力が働くことなどを強調したい」

と述べ、LGBTに関する教育について「規制するためにLGBT法案が必要だ」などと発信していることなどに対して、既に存在する各自治体のパートナーシップ制度や差別禁止条例に対し、抑制される可能性があるとの懸念も抱きますが、知事はどのように受けとめられているか、お聞きします。

次に、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」、つまり原子力基本法、原子炉等規制法、電気事業法、再処理法、再エネ特措法の改正案5つを束ねたいわゆる「GX脱炭素電源法」についてです。

この法律が成立したことで、2011年の福島第一原発事故をきっかけに原発の運転期間が最長60年と定められていたものが、60年を超えた運転が可能となりました。

知事は、2月定例会で、この法律についての質問に答えて「原発の活用については、安全性の確保が大前提となる。国においては、丁寧な議論を重ねていただき、安全性を最優先とした制度設計を行っていただきたい。また、その際には、国民に対しても、丁寧なわかりやすい説明を行う努力を続けていただきたい」と答えています。

しかし、今回の改定によって、指摘される問題点からも、今回の制度設計は、決して安全性が最優先されたものではないように思うのですが、知事はどのように受けとめられていますか。

また、国民に対してわかりやすい説明がされたとの評価をしているのか、あわせてお聞きします。

知事は、この法律は、福島原発事故の教訓をないがしろにし、国民の安全を脅かし、未来世代に大きな負担を負わせることになるものだとは思わないのか、お聞きします。

また、このことによって伊方原発における稼働が延長されることも可能となることに何らの不安は感じないのか、お聞きします。

この項の最後に、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」いわゆる「出入国管理法」の改悪について、お尋ねします。

法案の審議過程で、申請回数を制限することが必要な根拠として引用した背景に、難民審査参与員への審査における意図的・偏重な配分があったことや、大阪入管による飲酒常勤医師の診察の隠ぺいとも思える実態などが明らかになりました。

識者からは、「ますます外国人との共生が必要となるのに、共生と逆行する法案を通してしまった。人権尊重に消極的な国として評価が下がり、高度人材も含め働きに来る人も減る可能性がある」との指摘もある中で、これまでの外国人の収容・送還のルールを変え、難民の収容や難民認定など、人の生命や自由にかかわる改悪「出入国管理法」を、知事はどのように評価しているか、お聞きします。

とりわけ、出入国在留管理庁の収容は、数年に及ぶこともあり、07年からの14年間で、

入管施設では 17 人の方が亡くなられています。

入管が人権保障・人権尊重の行き渡らない場であってはいいはずがありません。知事は、裁判などで明らかにされているウイシュマ・サンダマリさんの映像を見て、そこで人権が尊重されていると思うのか、お聞きします。

また、国連人権理事会の特別報告者らは「収容を前提とした原則収容主義」、「監理措置制度の不備」「無期限収容と司法審査の欠如」「子どもの収容に関する問題」「難民申請 3 回以上で強制送還可能に」ということなどを挙げて、「国際人権基準を満たしていない」と見直しを求められたことについて、どう受けとめているか、お聞きいたします。

次に、選挙における無投票当選と連続する低投票率の課題について、質問させていただきます。

県議選挙も終え、引き続きの低投票率に対して、低投票率の一因として、候補者自身が招く要素もあろうかと思う中で、自らも反省しつつ、いかに低投票率の改善を図っていくかということが問われていることに、我々は、改めて、向き合わなければならないの思いで、質問させていただきます。

まず、9 選挙区で無投票となったことについてであります。

今回の県議選挙で、無投票選挙区は 9 選挙区に上り、52.9%を占め、議席としては 12 議席で 32.4%を占めており、前回の 5 選挙区からいうと大きく増加し、本県の無投票当選は、選挙区も議席も全国を上回る比率となっています。

無投票選挙になりますと、その選挙区の有権者は、政策論戦に触れる機会を失い、立候補者に対する有権者による民主的なチェックが効かなくなる一方で、議員は選挙を通して有権者の声を拾い上げることができず、その結果、政治と有権者がますます離れてしまい、地域を初め候補者にも有権者にも悪影響をもたらすことになると言われる「無投票当選」が増加することをどのように受けとめられているか、知事にお聞きします。

また、県議選の投票率は 2003 年に 6 割を割り、2011 年の 52.65%、15 年の 49.84%、前回の 46.58%を下回る 41.29%と今回過去最低を更新し、有権者の 4 割以上を占める高知市選挙区も今回が 38.02%で、過去最低を 4 回連続で更新しています。

このように、低投票率に歯どめがかからないことについて、どのように受けとめられているか、あわせてお聞きします。

低投票率の原因が全て 10 代の有権者によるものではありませんが、県議選での 10 代の投票率は 17.37%で、2016 年の 10 代投票が始まって以降、県議選は 2 度目で、前回は 5.89 ポイント下回っています。

そのような中で、令和元年に実施した高校 3 年生の政治や選挙に関する県のアンケート調査結果では「親や学校から投票に行くように言われたから」行ったという高校生が 32.4%、「家族と投票に行った」という高校生が 83.8%と圧倒的に多いことから、親と

子供の投票率の高さには関連性があると思われま

す。だからこそ、全体の投票率を高めるための取り組みは急がなければなりません。

全世代向けの取り組みとして、平成 29 年 3 月発行の総務省「投票環境向上に向けた取組事例集」にある、他県の「期日前投票の投票時間の弾力化」や「投票所等への移動支援等」の実施などについても、検討されてきたことだと思います。

また、10 代投票率が全国 1 位のことが多く、全世代でも総じて全国の上位となっている山形県では、各種の審議会に「若者枠」を設置したり、山形県遊佐町の少年議会の取り組みなどは若者対策として参考になると思われますが、以上述べたことなどを踏まえて、本県の取り組み状況とその効果について、選挙管理委員長にお聞きします。

また、全世代が最終的に主権者意識を高め、投票行動につながるためにも、将来の有権者である小・中・高等学校での教育・啓発が大切になってきます。

県教委として、各種選挙における低投票率の中でも、特に若年層の投票率の低さは顕著で、若者の政治離れや政治に対する無関心さといったことが社会問題となっていることから、国や社会の問題を自らの問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育てる『主権者教育』を意識した啓発事業を行うべく、その対策を急がれていることと思います。

そして、将来の有権者となる小学生から大学生などを対象に、政治・選挙に対する関心を高めてもらうことを目的として「将来の有権者育成事業」に取り組まれていることだと思います。

私たちの暮らしと政治はつながっており、誰もが安心して豊かに暮らす社会を実現するために、政治は非常に大切であり、県内の小学 6 年生、中学 3 年生に対する教育だけでなく小・中・高等学校における民主主義教育、政治参加教育など、いわゆる主権者教育をどのように拡充していこうとされているのか、教育長にお聞きします。

さて、今秋には、知事自らが候補者となる予定の高知県知事選挙があります。

現在の県下の各種選挙における低投票率の現状を踏まえ、知事選挙に向けて投票率を高めていくために、予定候補者としての知事は、何が大事と考えられているか、お聞きします。

次に、5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症対応などについて、質問させていただきます。若干、午前中からの質問と重複する部分があるかもしれませんが、お許し願いたいと思います。

5 月 8 日までは、新型コロナウイルス感染症は、発熱外来のある県内の医療機関について、新規感染者を把握し、県が毎日発表していたが、8 日以降は毎週水曜に「定点把握」による前週の感染状況を発表する方式に切り替えてからも、全国の傾向と同じく増加傾向にあります。

全国で6月12日から18日の新型コロナウイルスの患者数が1医療機関当たり5.60人だったと発表し、前週比1.10倍で、増加傾向が続いています。

そのような中で、はた議員も指摘されましたけれども、昨日、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会長を務められた尾身茂さんは、「感染の第9波が始まっている可能性がある」との認識を示されています。

特に、沖縄県の感染状況は深刻で、5類に移行した直後から1カ月余りで4.73倍に急増し、沖縄県によると、新型コロナの入院患者数は500人を超え、今年1月の第8波を既に上回っているとのこと。既に、沖縄では、救急医療の制限を余儀なくされており、医療崩壊が起こり得ることへの危機感を募らせています。

県内でも、感染状況の全容が明らかにならず、死者数も公表されなくなったことから、余計にアフターコロナの今に不安を抱かざるを得ない県民の皆さんも多くおられます。

知事は、提案説明で「引き続き、新規感染者数の推移や新たな変異株の出現などを注視し、感染状況に応じて県民の皆さんに対して的確な情報提供を行います。あわせて、これまでに得た知見も生かし、医療従事者を初め、関係者の御協力をいただきながら適切に対応していきます」と述べられていますが、定点把握から考えられる現状と今後の見通しともに、県民にはどのように過ごしていただきたいと考えられているか、知事にお聞きします。

また、今後「感染状況に応じた的確な情報」は、どのような形で提供されるのか、あわせて、お聞きします。

5月8日以前には見受けられた、高齢者福祉施設と医療機関の連携、医療提供体制の不十分さを今後どう改善していくのかという課題について、健康政策部長に、順次、お聞きします。

2月定例会では、知事は、「これまでの教訓を踏まえ、感染症の特性に応じて、柔軟に対応していくということが肝要であり、新たな感染パンデミックが発生しても、感染症の特性を踏まえた上で、社会経済活動への制約は最小限にとどめるべきだと考えている」との基本姿勢でした。

そのため、県と医療機関の間で、病床、発熱外来、自宅療養者などへの医療の確保や、高齢者施設に対する医療支援に関する協定をあらかじめ締結し、平時からの連携体制を強化しなければならないとしていましたが、締結状況はどうなっているか、お聞きします。

また、保健所や地域の関係者間の連携強化のために、平時からの県、保健所設置市、医師会、消防機関、高齢者施設の関係団体などによる連携協議会の設置と体制整備を令和5年度までに策定する予防計画及び医療計画へ反映することの見通しについて、お聞きします。

そして、公立病院については、本年度中に、公立病院経営強化プランを策定する予定で

すが、感染症の発生、蔓延時に担うべき医療提供を義務づけられるという新たな役割を反映した経営強化策が取りまとめられるように助言していくということでしたが、その対応はどのようになっているか、お聞きします。

さらに、補正予算には、県内の医療機関の診療体制を広く整えるため、外来対応医療機関の設備整備を支援する補助金が計上されています。

これを、計上するに当たって、事前に 521 医療機関に意向調査を行い、390 機関からの回答があり、301 機関がコロナ外来を実施し、そのうち 264 機関が公表されることによって、診療報酬上の加算が得られるとお聞きしています。

このことから、外来対応をしてくださる協力医療機関の全体が見えてくるかとは思いますが、その配置において、市町村間の偏在などの課題はないか、健康政策部長にお聞きします。

また、外来協力医療機関の今後の見通しはどのようになり、新たに感染拡大が生じた時の対応は十分だと見込まれているのか、お聞きします。

社会福祉協議会の皆さんは、生活福祉資金のコロナ特例貸付の窓口で、生活に困窮する人々に向き合い、顕在化したさまざまな地域生活課題に向き合い、支援されてきました。

そのような中で、コロナ禍のもと、生活福祉資金の緊急小口資金、総合支援資金など、特例貸付の償還が始まるに当たって、これまでも丁寧に寄り添っていただきたいということをお求めまいりましたが、低所得などの理由で償還を免除された金額と件数の全国及び県内の状況について、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

そして、償還免除者に対する自立支援の状況や免除されなかった人の自立支援の状況について、お聞きします。

また、生活保護制度を必要な人に届く仕組みにするために、財源と人員両面で必要な措置を図ることが求められていますが、償還免除という厳しい状況の方々の中で、生活保護につなげざるを得ない方々への支援はどのようにされているか、お聞きします。

次に、子育て支援について、お聞きしますが、まず、「こども未来戦略方針」についてです。

岸田政権が、「2030 年代までが少子化傾向を反転させるラストチャンス」と打ち出した少子化対策は何が異次元なのかとの声もある中で、「こども未来戦略方針」が閣議決定されました。

児童手当の大幅拡充、高等教育費の負担軽減、出産費用の保険適用、106 万円・130 万円の壁の見直し、出産育児一時金の引き上げや 0 歳から 2 歳の伴走型支援、児童手当拡充や「こども誰でも通園制度」、仮称ですが、これの取り組みなど必要な政策を速やかに実施するほか、高等教育のさらなる支援拡充などは前倒しで実施するとしています。

来年度から順次始め、3 年後には 3.5 兆円規模にするという少子化対策を実行する財源

については、まだ合意が得られるものとなっていないことから、必要な施策を実施に移すのに、まだまだ紆余曲折があるのではないかと懸念されます。

知事は、提案説明において、「こども未来戦略方針」にも言及されていますが、加速化プランにおいて実施しようとする多様な施策の中でも、知事として優先されるべき課題はどのようなものと考えられているか、お聞きします。

また、知事は、国の方針に呼応して、少子化の傾向を何としても反転させるべく、これまでの取り組みの成果や課題をしっかりと分析、検証した上で、全庁を挙げて本県の特성에応じた新たな施策の展開を図るとの決意も述べられていますが、国の実施が遅れるものでも、県が先行して取り組もうとする課題はないのか、知事にお聞きします。

今回の「こども未来戦略方針」に掲げられている事業は、いくつかの省庁で横断的に取り組まれることとなるものもあろうかと思うのですが、県では窓口を一本化して、ワンストップで市町村や県民からの相談に応じられるようなことができないか、知事にお聞きします。

2月定例会でも、保育士の配置基準の見直し等について質問させていただきましたが、今回の「こども未来戦略方針」にも、「幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～」が盛り込まれており、本気で取り組まなければならない課題として、引き続き、保育サービスの拡充と保育士の確保・処遇改善について、質問させていただきたいと思います。

例えば、現場では、コロナ禍での対応として、3蜜を避けるために部屋をふやせば、当然保育士を確保しなければならない。そのために園児が減少したとしても、確保が困難な非常勤保育士を継続して雇用しておかなければならないということで、御苦労されてきたお話も聞きます。

そんな中で、今後、念願かなって配置基準が改善されたとしても、基準を満たすための保育士の確保に追われることになります。

保育補助とはいえ、無資格者の配置は質の低下にもつながり、あってはならないと指摘されてきたことを招きかねない中で、保育士の養成もセットで行われなければなりません。

そして、処遇改善も求められており、各種の処遇改善加算が実効性のあるものでなければなりません。

そこで、2月定例会に続いてお聞きしますが、保育士確保にもつながる抜本的な人材育成と処遇改善をどのように行うのか、教育長にお聞きします。

また、保育士を県内に引き入れるぐらいの本県独自の取り組みができないか、知事にお伺いします。

続いて、災害対応について、順次、お尋ねします。

まず、事前復興についてです。

2月定例会では、事前復興としての仮設住宅の確保の重要性について、質問させていただきました。

今回は、12年目の3.11の夜、石巻市「雄勝町の雄勝地区を考える会」代表をされている宮城大学特任助教の阿部晃成さんとオンラインでつないだ、私たちの住む下知地区の講演会で、石巻市雄勝町が、10年間の復興過程で、人口が約4分の1に減少したことの分析から、復興の過程で被災者を見捨てないこと、そのためにも、事前復興計画そのものが、住民主体で策定されなければならないということを、改めて学ばせていただきました。

高知県は、令和4年3月に「事前復興まちづくり計画策定指針」を取りまとめ、今年3月には、復興方針草案をまとめられました。

その基本理念は、「事前復興まちづくり計画策定指針」において、被災後それぞれの地域に住み続けることができるよう、自分たちの地域の被災状況をイメージするとともに、新しい街の姿を描くランドデザインの柱として示した、県の基本理念であります。

これらの復興理念に沿った「備え」を前倒しで行うことこそが、「事前復興」ではないかと思っていますし、そうすることが、知事の言う「安全・安心な高知」に一步近づくのではないかと思っています。

私は、これまで、「事前復興まちづくり計画策定指針」のあり方や策定過程について、一貫して住民が主体となって進めていただくことを求めてまいりました。

そして、県は、沿岸19市町村で策定議論をしていく際に、そのことを留意して進めていただくと言われてきましたが、着手するに当たって、市町村ではそのような取り組みになっているのか、危機管理部長にお聞きします。

次に、「なりわいの再生」について事前に取り組んでおく課題として、事業所BCPの視点で、商工労働部長にお聞きします。

これまで事業所BCPの策定が、50人規模未満の中小事業所などではあまり進んでいないの事を踏まえて、一步前に踏み出すためにも、中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を、経済産業大臣が「事業継続力強化計画」として認定する制度が進められており、認定を受けた事業者は、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられることになっていますが、この制度について、お聞きします。

この国の制度による「事業継続力強化計画」の本県の認定件数について、まず、お聞きします。

県では、この計画策定を促すためにどのような取り組みをされているのか、あわせてお聞きします。

そして、認定事業者には、計画策定後、次への備えとして、どのようなことが求められているのか、お聞きします。

次は、災害ケースマネジメントについてであります。

令和2年9月に、初めて、災害ケースマネジメントの課題を、この議会で取り上げて以来、県は、南海トラフ地震対策行動計画に盛り込み、本年度中には、「市町村と個別支援体制の構築にかかる協議・検討、手引き等の作成」をするとし、来年度からは、市町村において、個別支援体制の構築に着手するとの計画を予定されています。

一方、内閣府では、昨年3月に「災害ケースマネジメントに関する取り組み事例集」や今年3月に「災害ケースマネジメント実施の手引き」を取りまとめられています。この内閣府の事例集や手引きを参考にすることはあっても、高知県版への単なる焼き直しではなく、想定されるさまざまなフェイズのさまざまな課題の見極めが必要となりますので、想像力を働かせながら、どのように寄り添う支援をしていくのかが求められます。

そのためには、「県版手引き」の策定過程で、実際、被災地で関わってきた方々から、直接学ぶ必要性もあります。

「県版手引き」をどのように、策定する予定か、危機管理部長にお聞きします。

また、国は、災害ケースマネジメントに関する内容を防災基本計画に位置づけていますが、県初め市町村も、地域防災計画に盛り込む必要があるのではないかと考えますが、危機管理部長にお尋ねします。

災害ケースマネジメントの実施による支援が必要な被災者の中には、被災による生活の困窮、病気の悪化、コミュニティからの孤立などにより、福祉的な支援が必要となる方もおられます。

災害に起因し、福祉的な支援を必要とする被災者については、平時から福祉サービスを受ける被災者と同様に、平時の福祉サービスの枠組み制度を活用して、支援を実施することも考えられます。

平時と災害時の支援は、同一の枠組みで実施できれば、支援をシームレスに行うことができるという利点があることから、地方自治体においては、平時の福祉政策の検討実施の段階から、平時の枠組みを活用した災害ケースマネジメントを実施することについても、積極的に検討されることが必要だと思います。

そこで、県や市町村の地域福祉計画に、災害時の取り組みの一環として、災害ケースマネジメントを規定するとか、重層的支援体制整備事業等、平時の福祉政策を活用した取り組みができるように位置づけておくことが求められるのではないかと思います。子ども・福祉政策部長にお聞きします。

災害ケースマネジメント実施者への研修で担い手をふやすことについては、県職員・市町村職員の研修を事前に行っておくことが必要だと思います。

そのことが、平時から住民に寄り添う伴走支援のできる職員を養成することとなり、平時には「地域共生社会」づくりを担える職員の養成にもつながると思います。

手引き策定後には、災害ケースマネジメント実施者への研修をどのようにしていくつも

りか、危機管理部長にお聞きします。

災害対応の最後に、災害救助法について、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

災害救助法は、1946年の昭和南海地震を契機に1947年に成立し、「応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ること」を目的としています。

災害救助法の最大の特徴は、災害時に被災者救助、衣食住の支援、応急復旧行動などが実施される根拠を明確にしていることと、そのための国の予算措置が明確にされていることです。

救助の種類も一般基準や特別基準の例にしても、災害ごとにさまざまな通知文書が出されて、災害に応じた対応がされているだけに、災害形態や規模が多様になっている今こそ、自治体はこの災害救助法の改定等をしっかりと見極めて、いかに被災者に寄り添った救助をしていくのかが求められています。

今回は、対象となる災害については、災害救助法施行令第1条で1号から4号まで定められていますが、とりわけその4号適用について、子ども・福祉政策部長に質問します。

内閣府も、「災害救助法の目的が、被災者の保護と社会の秩序の保全のためであることから、何よりも迅速な法適用が必要であり、災害時に迅速な法適用判断が可能な4号基準による適用を積極的に進めるべき」との見解を示していますが、本県は、これまでに4号基準を適用した災害はどのようなものがあるのか、お聞きします。

また、その場合、内閣府との協議において、「多数の者が、避難して、継続的に救助を必要とする」という場合の「多数」とか「避難」の解釈を巡って、4号適用を渋るということなどはなかったのか、お聞きします。

県のホームページには、市町村職員向けの「災害救助法について」のページには、対象となる災害の4号適用について示されていますが、これからも災害が頻発する可能性のある時期を迎える中、今後も「県民の保護」のために、ちゅうちょすることなく、積極的に4号適用の判断をお願いしておきたいと思いますが、部長の決意をお聞きいたします。

次に、四国カルスト県立自然公園の探勝路整備事業を踏まえた、公共事業のあり方について、質問させていただきます。

高知県が行った四国カルスト県立自然公園の探勝路整備事業において、希少植物の自生地が一部失われた問題で、県議会商工農林水産委員会でも、昨年来、継続して議論されており、5月25日に現場を視察させていただき、関係者の方々とも意見交換させていただきました。

6月12日には、希少植物等保全対策検討委員会の初会合が開催されていますが、報道によりますと、県からの説明に対して、委員からは「1年2年では多分戻らない。つくってしまったものをどう活用していくか、どうやって自然に、元に戻していくのか早く議論していくべき」「観光誘致を行う立場にあるが、今回の工事はやり過ぎた」「ここまでの道が

必要だったのか」「自然への配慮が足りない開発だ」などと厳しい意見が相次ぎ、高知大学名誉教授石川慎吾委員長は、「将来の世代にわたり、自然資源を残していくということを念頭に議論していくべき」と言われていたとのことでした。

このような事態を招いた天狗高原遊歩道の工事に至る過程で、県は、工事の特記仕様書で希少植物の適正な保存などについて、求められていなかったのでしょうか。林業振興・環境部長にお聞きします。

また、今回設置したような「希少植物等保全対策検討委員会」をなぜ、事前に設置して、十分な検討がなされなかったのか、あわせてお聞きします。

また、今回の探勝路整備の際に、アスファルトで舗装した理由として、車椅子やEバイクでも散策できればということが挙げられていますが、バリアフリー観光のアドバイザーやEバイクの利用者などからの意見を聴取するとともに、それを反映させたことによってこのようになったのか、部長にお聞きします。

県は、大規模な公共事業などを実施しようとするときに、事業者自ら、あらかじめ、その事業が環境にどのように影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聞きながら、環境の保全について適正な配慮をするために、本県でも、高知県環境影響評価条例をもとに対応してきています。

しかし、その際には、対象となる事業としての種類や規模が定められている中で、今回の整備事業はその対象となっていないとの見解をお持ちかと思いますが、種類・規模によって対象とならなくても、今回のような事案が生じるということを経験すれば、平素から工事周辺地域の生物多様性や生態系の情報を把握した上での対応が求められるのではないのでしょうか。

今まさに、観光は「らんまん」ブームで、高知県の自然がアピールポイントになっている時期でもあります。

その高知県で今回のような対応がされているとしたら、四国カルストの観光客にとっても、あの整備された探勝路での散策に二の足を踏まれるのではないのでしょうか。

今回の事案も踏まえ、今後の県の公共工事における自然環境の適正な保全などに、どのように生かしていこうと考えられるのか、知事にお聞きします。

今年度が「高知県生物多様性こうち戦略」の改定に当たっているとのことですが、この戦略には、「本県の現在の状況は、生物多様性に対する理解は進んでいるものの、その劣化に歯どめをかける行動に結びついていないのではないかと想定されます」とあります。

しかし、劣化に歯どめをかけられてない1つの理由として、公共工事の進め方によるものがあると思われます。

そこで、「生物多様性こうち戦略」の改定に当たっては、そのような公共工事との向き合い方などについて検討できないか、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

最後に、会計年度任用職員の勤勉手当支給など、処遇改善について、総務部長にお聞きします。

昨年6月定例会で「会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定に関する意見書議案」を提出し、その際の賛成討論の中でも、会計年度任用職員は常勤職員との均等・均衡、いわゆる同一労働同一賃金の観点からは程遠い状況であり、安定した行政サービスの維持・向上のためには、会計年度任用職員等のさらなる処遇改善、雇用安定は急務であり、とりわけ短時間勤務の会計年度任用職員については、地方自治法上、各種手当のうち期末手当のみしか支給できず、給与の引き上げが反映される勤勉手当の支給を求める声が多いことに言及しました。

しかし、残念ながら提出会派の、私ども県民の会、そして、共産党会派以外の会派の皆さんには反対をされることになってしまいました。

その後、国では、全国の会計年度任用職員の声に応える形で、会計年度任用職員に対する勤勉手当支給については、地方自治法第203条の2第4項の改正により、パートタイム会計年度任用職員に支給できる手当に、勤勉手当を追加する形で規定され、2024年4月1日施行となりました。

委員会審議の中でも、総務大臣は、必要な経費については、支給に向け各自治体に対する調査を考えており、その結果を踏まえて、地方財政措置をしっかりと検討するとの考え方も示されていますし、附帯決議においても、適切な給与決定に向けた助言、必要となる財源の確保等が盛り込まれています。

そこで、県は、今後、条例改正を含めて、どのようなスケジュールで、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に取り組んでいかれるのか、お聞きします。

なお、総務省は必要な経費について、支給に向け、各自治体に対する調査を行うとのことなので、しっかりと地方財政措置が図られ、財源確保に努めていただくよう、決意を部長にお伺いします。

また、県内各市町村でもおくれることのない措置が図られるよう助言ができるのか、お聞きいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

◎知事（濱田省司君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

まず、秋の知事選挙に向けまして、推薦依頼をしたそれぞれの政党との距離感について、お尋ねがございました。

私は、引き続き、共感と前進を基本姿勢といたしまして、一層元気で豊かな高知県を次の世代に引き継いでいきたいという考えのもと、2期目の県政運営に当たるべく、秋の知事選挙に挑戦すると、そうした意思を表明いたしました。

その場合、行政トップの立場としては、できるだけ幅広い支持を結集することが、中央

に対しましても政策を進める上でも力になります。そうしたことから、県政浮揚のために、与野党問わずそれぞれの政党に対して、幅広く支持、御協力をいただいて、政策を進めていきたいというふうに考えているところであります。

次に、高野光二郎前参議院議員の辞職表明会見への感想、投票率への影響について、お尋ねがございました。

今回の高野氏によります元秘書への暴行につきましては、国民の負託を受け、高いコンプライアンスを求められる国会議員として、あるまじき行為であるというふうに考えております。

こうした事態を受けて開かれました今回の記者会見におきましては、高野氏が辞職という政治家として最大の決断をもって責任をとったというふうに受けとめております。一方、会見におきまして、暴行の経緯を明らかにせず、なぞを明らかにせず、また、報道関係者からの質疑にも応じない形で会見場を後にされました。こうしたことは、県民の皆さんへの説明責任を十分に果たしたとは言えない状況だと考えておりまして、私としても残念に思うところであります。

こうした一連の対応の投票率への影響につきましては、一概には言えないとは思いますが、有権者の皆さんの政治不信あるいは政治への無関心を招くことを通じて、投票率の低下につながりかねないという懸念は持っております。我々政治家は、有権者の皆さんからの信頼あってこそ、その任にあるということを肝に銘じ、常に襟を正さなければならぬと改めて考えているところでございます。

次に、高知市長選挙の構図が、知事選挙にどのように影響するのかについてのお尋ねがございました。

今年の秋に行われます高知市長選挙には、これまでに桑名龍吾前県議会議員と岡崎誠也現市長、お二人の方が立候補を表明されております。

一方で、このほかにも出馬を模索する動きも見られておりまして、現時点で、市長選挙の構図はまだ固まっていない状況だと考えております。このため、今、この段階で、知事選挙への影響について申し上げるような段階にはないというふうに考えているところであります。

次に、国の防衛費の増額の必要性、財源措置への評価について、お尋ねがございました。

ロシアのウクライナ侵攻をはじめとしまして、国際情勢がさらに厳しさを増している中でございますので、国民の生命、財産を守るために防衛費予算を増額し、我が国の防衛力の強化を図る、その必要性については理解ができるところであります。

政府におきましては、増額に必要な財源を確保するために、歳出改革や税外収入の活用など、できる限り国民負担を避ける方針といたしております。この点は、県議会の議決でも求められた点であると承知しておりまして、一定程度、評価をできるものではないかと

いうふうに考えます。

一方、財源の一部というふうにされております法人税などの増税の実施時期も含めまして、安定的な財源の確保が課題であるというふうに認識いたしております。

将来世代に負担を先送りすることがないように、今後、国会においてしっかりと議論を行っていただきたいと考えております。

次に、マイナンバーに関するトラブルへの対応につきまして、自治体に負担を強いることに関します見解がどうかという、お尋ねがございました。

今回の一連のトラブルの主な原因は人為的なミス、システム不具合といったところでありまして、急速にカードの普及が進む中で、大量に事務処理を行わなければならなかったと、そういった事情は背景にはあったとは思いますが。

しかしながら、マイナンバー制度はデジタル社会の基盤でございまして、今後、行政の効率化、住民サービスの利便性向上を行っていくための、まさしく要となる重要な制度であります。その信頼を大きく損なう形で、個人情報にかかわる取り扱いのトラブルが頻発しておりますことは、大変遺憾に思います。

先日、国は「マイナンバー情報総点検本部」を設置いたしまして、マイナポータルで閲覧可能な全ての情報項目について、ひもづけの正確性を秋までに点検するという方針を決定いたしました。

総点検を行うこと自体は、信頼回復のため、そして、デジタル社会に向けた取り組みを引き続き推進していくために欠かせないというふうに認識しております。

一方で、このことによって、地方自治体に対して過度な人的な負担を生じさせることがないように、国には効率的そして効果的な点検の手法などを具体的にかつ早期に示していただきたいと考えております。

次に、いわゆるマイナ保険証への来年秋の一本化、そして、現行健康保険証廃止の評価についてのお尋ねがございました。

いわゆるマイナ保険証の活用は、医療機関におきまして、正確な診療などの把握、あるいは、重複した投薬の防止など、被保険者にとってより適切な医療につながるといったさまざまなメリットも期待されているわけでありまして。

ただ、いろいろな御事情がある中で、マイナ保険証への切りかえによります保険証の廃止についていけないという思いをお持ちの方も少なからずおられるというふうに思います。そういった方には、現行の紙の保険証を経過的に使用する。これは、1年間そういう想定がされておりますし、また、保険証にかわる確認書、資格確認書を交付するといった対応が既に示されておるところであります。

今後、トラブルの再発防止、信頼回復に取り組みまして、国民の不安を払拭するということが大前提となるというのは当然であります。ただいま申し上げましたような経過的

な措置も既に設けられておりますので、こうした措置も活用して、段階的に理解を得ながら進んでいくということが望ましいのではないかと考えております。

次に、LGBT理解増進法に関する評価、各自治体の取り組みに影響を与える可能性がないかと、こういったお尋ねがございました。

まず、今般成立しましたLGBTの理解増進法におきましては、基本理念といたしまして、性的少数者であることを理由とする不当な差別があってはならないということが明文化されたところであります。こうした形で、LGBTの理解増進に関する施策のよりどころとなります法律が成立しましたことは、性的嗜好などに関する多様性が尊重される社会に向けまして、一歩前進したというふうに受けとめております。

また、この際、「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう留意する」という条文が新設されたわけでありまして、この条文の趣旨は、性的な少数者も多数派もお互いの人権を大切にする社会実現を目指す、そういったものと承知しておりまして、各自治体におきます多様性の尊重に向けた取り組みを抑制するようなものではないというふうに考えております。

県といたしましても、この法の趣旨に則りまして、市町村におきます、いわゆるパートナーシップ制度の広域的な調整役あるいは橋渡し役を担うといった形で、多様性が尊重される社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、GX、いわゆるグリーン・トランス・フォーメーションであります、脱炭素電源法の成立を踏まえました原子力発電の安全性の確保、そして、国民へのわかりやすい説明がどうかといった点について、お尋ねがございました。

御指摘がありました福島原発事故の教訓をないがしろにし、国民の安全を脅かし、未来世代に大きな負担を負わせるのではないかとこの点につきましては、安全性に関する御懸念の点だというふうに受けとめているところでございます。

この点につきましては、いわゆるGX脱炭素電源法におきましては、高経年化しました原子炉に対する規制の厳格化や原子力発電の運転期間に関する規律の整備に関する枠組みが示されたところであります。その中では、運転開始後30年目からは10年ごとに原子力規制委員会が検査を行うといったことなど、安全性の確保に関する仕組みが盛り込まれました。

現在、原子力規制委員会におきまして、専門的な見地から審査基準、あるいは、手続きなどの整備が進められておる段階でありまして、この過程におきましても、安全性を最優先として検討を続けていただきたいというふうに考えます。

一方、国民に対する説明が十分かという点に関しましては、この点に関しましては、率直に申し上げまして、この間、いわゆる電気料金の値上げなどについて世論が集中したというようなことはございましたが、今回の法案の審議の過程において十分な議論がなされ

なかったのではないかという声もございますし、あまり大きな報道もされなかった、結果的に、国民の皆さんにあまりこれが周知されるチャンスが多くなかったという面はあるのではないかというふうに受けとめております。

このため、国におきましては、不安の声あるいは懸念の声をしっかりと認識いたしました上で、引き続き、国民に対しまして、丁寧でわかりやすい説明を行う努力を続けていたいただきたいというふうに考えております。

次に、伊方原発の稼働延長の可能性への不安についてのお尋ねがございました。

伊方発電所につきましては、1号機と2号機は、既に廃炉の方針が決定いたしておりますが、3号機は稼働開始から28年が経過した、そういう段階であります。

したがって、今回の法改正によりまして3号機につきましては、従来 of 想定よりも稼働期間が延長される可能性はあるというふうに考えます。

原子力発電施設の稼働に当たりましては、万全の安全対策を講じていただくということが何よりも重要であると考えております。四国電力に対しても、この点は平素よりお願いいたしておるところであります。

さらに、国民が原子力発電の稼働期間の延長に不安を感じることをないよう、国の規制委員会におきましても、その規制にかかります制度の詳細について、安全性を最優先に検討を続けていただきたいというふうに考えているところでもあります。

次に、出入国管理法の改正の評価についてのお尋ねがございました。

今回の法改正は、主として、本国への送還を逃れるために難民申請を繰り返すことで収容が長期化する、送還忌避問題を解決するためになされたというふうに承知いたしております。

具体的には、テロリストや3年以上の刑に処せられた者につきましては、難民申請中であっても送還することとされましたほか、難民申請が3回以上になりました場合には、相当の理由を求めるといった規定が新たに置かれたということがございます。

ただ一方で、今回の改正におきましては、御指摘もありましたスリランカ人女性の長期収容に伴います死亡事案を受けまして、例えば、家族や支援者などの管理人のもとで生活できる制度を創設する、あるいは、常勤医師の確保などの改善策も講じられているというふうにお聞きしております。

加えまして、ウクライナなどの紛争避難民など、条約上の難民には該当しないものの、準難民として在留できる人道上の配慮制度も新たに設けられたということでもあります。

今回の法改正に関しましては、さまざまな御意見ございますけれども、ただいま申し上げましたように、一方では外国人の人権を尊重しながら、適正な出入国管理を実現するという意味で、バランスがとれたものとなっているのではないかというふうに、私としては、受けとめているところがございます。

次に、この件に関連いたしまして、スリランカ人女性のウィシュマ・サンダマリさんの人権が尊重されていると思うかどうかという、お尋ねがございました。

この入管施設に収容されておりましたウィシュマさんが苦しめられた上にお亡くなりになられたわけであります。出入国在留管理庁の一連の対応におきまして、人道上の配慮が足りなかったのではないかというのが、私の率直な感想であります。御本人、御遺族の皆様のことを考えますと、大変心が痛む思いでございます。

今後は、施設に収容された方の精神面、体調面などを十分考慮していただきながら、これまで以上に、きめ細かな人道上の配慮がされていきますことを願いたいと存じます。

次に、国連人権理事会におきます見直しの要求につきましてのお尋ねがございました。

この件に関連いたしまして、国連人権理事会の特別報告者からは、我が国におきまして、入管施設に収容させる原則になっていること、あるいは、強制送還の制度がとられていること、こういった点が国際人権基準を満たしていないのではないかと指摘があったというふうに承知いたしております。

今回の法改正におきましては、ただいま申し上げましたように、人道上の配慮に関する制度が拡充されたところでありますけれども、今後もより一層適切な出入国管理制度のあり方について、国政の場で議論されるということを期待いたしているところであります。

次に、県議会議員選挙におきます投票率の低下や、無投票の増加についてのお尋ねがございました。

4月に執行されました県議会議員選挙におきましては、投票が行われた全ての選挙区で投票率が過去最低となりまして、全体の投票率も41.29%と、4回連続で過去最低を更新いたしました。この点につきましては、まことに残念に思っております。

また、御指摘もありましたが、17選挙区中9選挙区が無投票となりまして、こちらについても過去最多となったところであります。

こうした投票率の低下や無投票の増加は、その時々々の政治課題や争点の有無、あるいは、個々の選挙区事情などにも影響されるものでありまして、そこに至った要因について多面的に分析する必要があると考えます。

今回の選挙におきましては、経済対策、あるいは、人口減少といった課題への対応面、具体的な対策面で明確な対立軸が提示されなかった。そのために、有権者の関心が今一歩高まらなかったといったことも要因になったのではないかというふうに考えております。

しかしながら、選挙は言うまでもなく民主主義の基本であります。多くの有権者の方々に投票をいただきまして、その意見を反映した県政が実現されることが望ましいと考えております。

また、私自身もそうでありますけれども、当選した以上は、自分に投票していただいた方だけではなくて、県民の皆さん全体の利益を考えて行動していく。そうした、いわば全

体の奉仕者としての立場が求められると、そういった立場にあるというふうに考えております。

そうした意味からいたしましても、無投票ではなく、投票が行われ、しかもできるだけ幅広い有権者が投票に参加していただく。結果として投票率が上がるという状態が、一般的には望ましいというふうに考えております。

次に、知事選挙の投票率を上げていくために、何が大事と考えているかという、お尋ねがございました。

先ほど申しましたように、投票率は一般的に、立候補者の構図がどうなっているか、また、大きな争点があるかないかなどによって左右されるというふうに考えられます。

こうしたことを考えますと、常日ごろから地域の課題、あるいは、潜在的な争点となり得る点につきまして、県民の皆さんに十分に理解していただくということが必要ではないかと考えます。現職の知事であるという立場を踏まえまして、日ごろから情報発信の仕方を工夫しまして、県民の皆さんの県政への関心を高めるように努力してまいります。

その上で、選挙戦の構図が固まった後には、それぞれの候補者が論点を明確にし、有権者にわかりやすく訴えることが必要だと考えますので、そうした考え方で対応してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の県内の感染状況と今後の見通し、また、今後の感染状況に応じた情報提供のあり方について、お尋ねがございました。

県内の感染状況は、5月の下旬ごろから増加しておりまして、5類移行前の同じ定点医療機関の実績と照らし合わせますと、2月下旬と同程度の1日あたり100人から150人程度の新規感染者に相当する、そうした水準になっているものというふうに推測いたしております。

この新規感染者数や入院患者数の状況から申しますと、5類移行前の県の独自の対応の目安に当てはめますと、6段階のうち下から2番目の注意の水準に位置するというものと考えております。

現在、御指摘もありましたように、全国的に感染は増加傾向にあると考えておりまして、国の専門家会議、厚労省のアドバイザリーボードにおきましては、今後、夏にかけて一定の感染拡大を来すということも想定されているところであります。

こうした状況を踏まえまして、県といたしましては、感染の際、重症化することが心配をされます高齢者や基礎疾患をお持ちの方には、積極的にワクチンの追加接種、いわゆる6回目の接種をお願いしたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症に関する質問や御不安のある方につきましては、各福祉保健所で御相談に対応いたしておりますので、御利用いただければありがたいと存じます。

県民の皆さんへの情報提供といたしましては、週1回の発生状況についての情報提供とあわせて、注意点などをお知らせしております。現在では、換気や手洗い、消毒などをお勧めしているところでございます。

今後、感染状況が大きく拡大することが見込まれる場合には、国からの情報も踏まえまして、より踏み込んだ感染対策を随時県民の皆さんに呼びかけてまいる、そういったことを想定しているところでございます。

次に、いわゆる「こども未来戦略方針」に関しまして、優先されるべき課題が何か、また、県が先行して取り組むべき課題は何かというお尋ねがございました。

現在、国におきましては、この戦略方針に掲げます施策の速やかな実施に向けた検討が進められております。

私といたしましては、例えば、男性の育児休業の取得促進に向けた制度、あるいは、柔軟な働き方につながる労働法制の整備など、国の責任において社会全体の構造でございませうとか意識を変えていく、そういった施策を優先して実施に移していただきたいというふうに考えております。

本県においては、少子化対策を抜本的に強化いたします観点から、まずは、若年層の人口減少への対応が、先行して取り組むべき課題だというふうに考えております。

そのため、若年層の定住、あるいは、中山間対策を意識した女性の活躍などに向けまして、全庁的に施策を検討してまいります。

具体的に想定しておりますのは、女性にニーズの高い事務系企業の誘致を進めますほか、これまで男性中心の職場とされてまいりました、例えば、建設業、第一次産業などの分野でも、デジタル技術の活用などによって女性の進出を後押ししていく、そうした政策が必要というふうに考えております。

また、男女の固定的な役割分担意識の解消などによりまして、地域社会の意識を変えて若い女性にとって魅力ある地域をつくるということも、極めて重要ではないかと考えております。

このような観点から、お話のありました「こども未来戦略方針」に掲げました施策のうちでは、男性の育児休業の取得促進ですとか、子供・子育てにやさしい社会づくりに向けた意識改革、こういった部分について、特に力を入れて、県としても取り組みたいと考えております。

子育て世代の若い方々に選んでいただける「こどもまんなか」の高知県を目指しまして、全国を先導する覚悟で、少子化対策を抜本的に強化してまいる考えであります。

次に、この「こども未来戦略方針」に関連いたしまして、県での窓口を一本化して、ワンストップで相談に応じられないかという、お尋ねがございました。

この戦略方針に掲げられております諸施策は多岐にわたります。国のみならず本県にお

きましても、子ども・福祉部、教育委員会を中心に、各事業を所管する部署が分かれていますところでございます。

市町村や県民の皆さんからの御相談につきましては、所管が一義的に明確なものにつきましては、それぞれの窓口で対応するのが、結局は話が早いということだと思いますし、そうした対応が基本だと考えますが、一方で、所管が明確でないものも現時点においてはあり得ると思います。こうしたものにつきましては、当面、子育て支援課が一元的に御相談を受け付けまして、庁内の関係課と責任を持って調整しながら、しっかりと対応してまいります。

次に、保育士の確保に関する本県独自の取り組みはどうかという、お尋ねがございました。

今月、国において決定されました「こども未来戦略方針」におきましては、幼児教育・保育の質の向上として、本県からも提言しておりました保育士の配置基準の改善が盛り込まれております。

他方で、御指摘もありましたように、今回の手厚い配置を可能とするためには、子供の成長を支え、安心して預けることのできる保育士をしっかりと確保する、人材確保のほうも重要になるというふうに考えております。

この点、国の方針におきましては、民間給与動向などを踏まえまして保育士等のさらなる処遇改善を検討するとされております。

県といたしましては、早期の実現に向けまして、全国知事会などとも連携して、引き続き、積極的に提言を行う考えであります。

その上で、現在の保育士確保対策につきましては、例えば、移住促進策と連携したPRを強化することができないかといった点を含めまして、もう一段、充実できないか、教育委員会と一緒に検討してまいりたいと考えております。

最後に、四国カルストにおける探勝路の整備の事案も踏まえまして、今後の県の公共工事にどのように教訓を生かしていくかという、お尋ねがございました。

県におきます公共工事におきましては、高知県の環境影響評価条例などに規定いたします一定規模以上の事業を実施しようとするときには、環境影響評価を行いまして、環境の保全に配慮し、取り組んでまいっております。

また、県では、環境影響評価の対象とならない規模の公共工事におきましても、貴重な動植物の生息が想定される場合には、事前に調査を実施するといった形で、環境の保全に取り組んでまいりました。

しかしながら、今回の事案では、地域住民の方々、あるいは、現地の植物に精通した専門家の方々などへの現地の希少植物に関する情報の確認が十分ではなかったというのが、反省点だと考えております。

そのため、まずは、できるだけ早い時期から工事に関する情報を地域の方々に提供し、希少な植物などの情報を幅広く収集していくことを徹底してまいります。

さらに、こうして得られた情報につきまして助言が得られますように、知見を有します専門家あるいは学識経験者などの情報を整備いたしまして、担当の部署がこうした専門家の方々に事前に確認できる、そうした体制を整えてまいります。

こうした取り組みを公共工事全般に適用していくことによりまして、環境の保全への配慮を徹底してまいります。

私からは、以上であります。

◎選挙管理委員長（土居秀喜君） 投票率の向上に向けた本県の取り組み状況と、その効果について、お尋ねがございました。

まず、令和元年に、県内の高校3年生を対象に行ったアンケート結果を踏まえ、学校からの働きかけが重要なことから教育委員会と連携した各学校での投票参加の呼びかけや、選挙や政治への関心の低さが問題なことから出前授業の回数や対象の拡大、また、情報収集の手段にインターネットが大きな比重を占めていることから選挙啓発におけるSNSの積極的な活用といった取り組みを行ってきたところです。このほか、投票所等への移動支援につきましては、現在、県内10市町村で実施しているところでございます。

こうした取り組みを、当委員会として行っているところですが、必ずしも投票率の低下に歯どめがかかっているのも事実です。

このため、先ほどのアンケートでは、家族で投票したといった声も多かったことから、今後は、親子での投票を積極的に呼びかけてまいります。

さらに、高校生による選挙事務への従事など、投票への関心を高める新たな取り組みにも挑戦したいと考えております。

また、期日前投票所の投票時間の弾力化につきましては、県内での実施事例はありませんが、まずは、市町村選挙管理委員会に地域のニーズをお伺いしてみたいと思います。

加えて、お話のありました山形県遊佐町の少年議会の取り込みは、投票や政治参加への意欲の向上はもとより、将来的な議員のなり手の育成という観点からも有用と考えます。

このため、審議会への若者枠の設置とあわせて、当委員会において議論してみたいと思います。

投票率の向上に特効薬はなく、これからも、啓発や投票環境の向上といった各種の施策を工夫しながら、複合的に実施していくことが必要だと考えます。引き続き、粘り強く取り組んでまいります。

◎教育長（長岡幹泰君） まず、小中高等学校における主権者教育の拡充について、お尋

ねがございました。

これまでも、小中高等学校では、社会科や地理歴史・公民科において、民主主義の意義や一人一人が政治にかかわることの大切さについて、学習しております。また、総合的な探究の時間などにおきまして、地域の課題を追求し、解決策を考える取り組みも多くの学校で行われております。

しかしながら、令和4年度の全国学力・学習状況調査や県独自のアンケートでは、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」という項目において、肯定的に回答した児童生徒の割合は、小学6年生で52.6%、中学3年生で45.1%、そして、高校3年生では59.8%にとどまっております。

こうしたことの結果を踏まえ、今後は、自ら社会に参画する力をより一層子供たちに育むために、児童生徒が主体となって学校行事をつくる活動や、地域の方々と一緒になって地域課題を解決する取り組みなどを、積極的に取り入れていかなければならないと考えております。

加えまして、世界の動向などにも目を向け、さまざまな課題について、子供たち同士が考え議論するといった学習にも取り組むことで、主権者教育の一層の充実を図ってまいります。

次に、保育士の確保につながる抜本的な人材育成と処遇改善について、お尋ねがございました。

県教育委員会では、保育士確保に向け、求職者と保育職場とのマッチングや、保育士を目指す学生への修学資金の貸し付けに取り組んでおります。

このほか、保育人材の育成に向け、保育士などを対象とした研修や、各園にアドバイザーを派遣しての助言など、非常勤職員も含めた質の向上を図る取り組みも進めております。

加えまして、保育士の離職防止を図るため、保育士の補助を行う職員の配置への支援や、経営者を対象とした業務改善研修など、保育士の業務負担の軽減にも取り組んでいるところであります。

こうした中、今月、国が閣議決定した「こども未来戦略方針」においては、保育士の配置基準の改善が盛り込まれ、さらなる処遇改善についても検討する方針が示されております。

県教育委員会としましては、引き続きまして、知事部局とも連携しながら、国に働きかけるとともに、本県の取り組みのさらなる充実についても検討してまいります。

◎健康政策部長（家保英隆君） まず、医療機関との協定締結の状況、また、予防計画などについて、お尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

現在、新たな感染症の流行に備え、これまでの新型コロナウイルスへの対応をもとに、

必要な病床確保数や発熱外来、自宅療養者への対応などについて、目標値の検討を行っております。

目標達成を担保するため、入院や外来などの医療を担う医療機関などの協力が不可欠ですので、来月上旬までに、医療機関等に意向を調査する予定です。

一方、平時から感染症にかかわる地域の関係者の連携を強化するための連携協議会については、現在、保健所設置市、医師会、消防機関、学識経験者等と設置に向けた調整を進めており、来月中に、第1回の会合を開催する予定です。

その後、医療機関等の意向調査結果などを踏まえ、連携協議会での議論等を経て、令和5年度中に感染症に係る医療提供体制の確保や、保健所などの体制整備などを盛り込んだ予防計画及び医療計画を策定する予定です。

計画の協議と並行して、個別の医療機関などとの調整を行い、令和6年度の前半までには、予防計画などを踏まえた医療機関等との個別の協定を締結することといたしております。

次に、公立病院経営強化プランの策定に向けた県の対応について、お尋ねがございました。

公立病院経営強化プランには、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情を踏まえ、役割・機能の最適化や連携の強化、働き方改革や新興感染症などへの対応といった、今後、必要な経営強化の取り組みなどについて、記載することとされております。

本県では、プラン策定に当たり、地域医療連携構想調整会議での協議などを通じて、関連計画との整合性を確認するとともに、プランの内容について意見を求めることとしております。

このため、各病院に対して、昨年8月及び今年4月に、プラン策定の状況の調査を実施し、進捗状況を確認するとともに、国から新たに示されました新興感染症発生蔓延時における医療体制の構築に係る指針などについて、適宜、情報共有してまいりました。

現在、8月期限にプラン案の提出を依頼しており、9月以降、県内各地域に設けております地域医療構想調整会議において、各病院のプランを確認することといたしております。

その中で、新興感染症への対応における各病院の役割について、関係者の皆様の御意見をいただきながら、地域の実情に応じた適切なプランが策定されるように助言してまいります。

次に、外来対応医療機関の市町村の偏在、また、新たに感染拡大が生じたときの対応についてのお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えさせていただきます。

6月22日現在、34市町村中32の市町村の320の医療機関で、外来対応が可能となっております。このうち、公表してもよいという了解を得ているのは、30市町村の286施設で

ございます。

外来対応医療機関がない自治体は2つありますけれども、いずれも近隣の医療機関との連携が確保されております。

また、医療機関が少ない自治体においても、中心となって検査に対応できる医療機関は確保されており、現状では、全県で新型コロナウイルス感染症に係る外来診療はカバーできるものと考えております。

今後の感染拡大に備えまして、引き続き、医師会等と連携しまして、さらなる外来対応医療機関の充実に努めてまいります。

◎子ども・福祉政策部長（山地 和君） まず、生活資金生活福祉資金の特例貸付を受けた方の中で、低所得などの理由で償還を免除された金額と件数の全国及び県内の状況について、お尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮した世帯に、社会福祉協議会を通じて貸し付けを行う生活福祉資金の特例貸付は、令和2年3月から令和4年9月末まで実施いたしました。高知県の貸付実績は、28,872件、約115億円。全国では、約380万件、約1.4兆円となっております。このうち、令和5年1月に償還が開始した貸し付けは、県内では、18,085件、約59億円。全国では、約250万件で、金額は公表されておられません。

住民税非課税世帯等は償還が免除されることとなっており、県内では、償還対象の約51%、9,196件、約31億円が免除となっております。全国では、償還対象の約36%、約90万件が免除となっており、金額は公表されておられません。

次に、生活福祉資金の償還免除者に対する自立支援の状況や、免除されなかった方への自立支援の状況について、お尋ねがございました。

生活福祉資金は、貸し付けとあわせて、相談支援等を行うことで、生活困窮者に寄り添う制度であり、社会福祉協議会と生活困窮者自立相談支援機関が連携し、必要な支援を行っております。

まず、特例貸付の償還が免除された世帯には、自立相談支援機関が主体となって、電話、訪問などプッシュ型の支援も含め、自立に向けた支援を行っております。

また、償還が開始された世帯のうち、特に、経済的な困難を抱える方につきましては、少額返済や償還猶予を御案内するとともに、自立相談支援機関や福祉事務所等の関係機関につなぐなど、伴走支援を行っております。

県としましては、社会福祉協議会や自立相談支援機関の体制を強化するとともに、今年度、県内3ブロックに新たに支援員を配置し、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との連携体制を一層強化したところです。

貸付金の返済が生活の立て直しの妨げにならないよう、引き続き、個々の状況に応じた

適切な支援を行ってまいります。

次に、生活保護につながるを得ない方々への支援について、お尋ねがございました。

生活保護につながるを得ない方には、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の担当部署が連携し、支援が途切れることなく、本人の自立に向けて一体的な支援を行うことが不可欠となってまいります。

そのため、担当者の相互理解を深めることや個別ケースの共有など、両制度の一層の連携強化に取り組んでおります。

相互の制度理解につきましては、今年度から、生活困窮者自立相談支援の従事者と生活保護担当者が一堂に会し、両制度の連携をテーマとした研修会を開催することとしています。

また、個別ケースの共有では、県内3ブロックに新たに配置した支援員が、両制度の担当者による支援会議の開催や、必要なサービスへのつなぎ等を支援してまいります。

家計改善支援事業や就労準備支援事業など、両制度が共通して実施する事業も展開しながら、生活保護につながるを得ない方々への切れ目のない支援につなげてまいります。

次に、災害ケースマネジメントの地域福祉計画への位置づけについて、お尋ねがございました。

被災者の自立生活再建支援には、一人一人の被災状況や生活状況を把握した上で、被災者に寄り添った伴走型の支援が重要となってまいります。

高知県地域福祉支援計画では、防災・減災対策と地域福祉活動の一体的な推進を掲げ、地域の防災力を高めるとともに、地域の福祉活動の活性化を図ることとしております。

その取り組みとして、相互に支え合う高知型地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制づくりを通じて、平時から災害に備えた取り組みを実施し、災害発生時にも活用することは有効だと考えております。

そのため、本年度に改訂予定の高知県地域福祉支援計画において、平時における高知型地域共生社会の実現に向けた取り組みと、災害発生時における被災者に寄り添った支援体制づくりが一体的に推進されるよう、検討してまいります。

最後に、災害救助法の4号基準の適用事例、及び、4号適用の判断と今後の決意について、お尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

災害救助法の適用基準の要件は、災害救助法施行令第1条第1項で定められており、住宅等への被害が生じた場合の基準である1号適用から3号適用と、多数の方が生命・身体への危害を受けるおそれが生じた場合の4号適用がございします。

4号適用は、災害が発生するおそれがある地域に所在する多数の方が避難して、継続的に救助を必要とする場合や、救出に特殊な技術を必要とする場合などが想定されております。

本県における4号適用の事例は、過去10年間では、平成26年台風第11号と平成30年7月豪雨の2件となっております。

これらの4号適用に向けた内閣府との協議につきましては、国や市町村と被害状況の共有を随時行い、緊密に連携したことで、円滑に適用できたものと考えております。

4号適用の判断に当たっては、客観的な基準がないことから、適用の判断は難しいケースがありますので、平時から適切な災害救助法の運用に向けた国や市町村との体制整備を進めてまいります。

発災時には、的確な災害情報を収集し、国や市町村との緊密な連携のもと、今後も4号適用の迅速な判断に努めてまいります。

◎危機管理部長（中岡誠二君） まず、事前復興について、住民主体で取り組みが進められているのか、とのお尋ねがございました。

昨年度は、事前復興の取り組みについて理解を深めていただくため、「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」を活用し、沿岸19市町村との勉強会を実施するとともに、市町村長を対象としたトップセミナーを開催いたしました。

こうした中、昨年度から計画策定に着手した高知市と黒潮町に加えまして、本年度は、5つの市町が着手しておりまして、それぞれの市町が委託業務を発注する準備段階から、事前復興室や地域本部が積極的に関わり、助言を行っております。

また、発注後の協議にも参加し、推進体制や住民の参画を含めた作成手順について、市町村の状況に応じたアドバイスを行うなど、伴走型の支援を行っているところです。

昨年度から着手している黒潮町では、既に、住民を交えた検討会を立ち上げており、本年度から着手した市町では、まずは、行政の内部で地域の現状の整理や課題の分析を行った後に、住民の参画を求めていくところや、住民の意向を把握するためにアンケート調査を予定しているところもあります。

また、来年度から着手する予定の四万十市では、住民を交えた策定委員会を設置するとお聞きしております。

今後も、先行事例などを紹介しながら、住民が多様な方法で計画づくりに参画できるよう、市町村に助言してまいります。

次に、災害ケースマネジメントの県版手引きの策定について、お尋ねがございました。

災害ケースマネジメントは、被災状況や課題を踏まえた生活再建を支援する取り組みで、戸別訪問や被災者一人一人に応じた支援計画づくり、社会福祉協議会や弁護士、建築士などとの連携が必要となります。

本県では、長期浸水や多数の孤立地域の発生などに加え、広域避難の可能性もあり、被災者の支援が広範囲かつ多岐に及ぶことや、期間が長期にわたることが考えられます。

このため、県版手引きの作成に当たっては、こうした被害想定を踏まえた内容にしていきたいと考えています。

今年度は、これまで県外被災地に出向いてお聞きした事例を初め、国や鳥取県、徳島県の手引きを参考にしながら、まずは、基本的な取り組みを盛り込んだバージョン1を策定したいと考えております。

具体的には、実施体制の整備や人材育成などの平時の取り組みに加え、避難所で過ごしているときや応急仮設住宅で暮らしているときなど、発生後のフェイズごとに、被災者支援の対応ポイントなどを盛り込む予定です。

その後、市町村や社会福祉協議会、NPOなどの関係団体と協議を進め、研修や訓練も行いながら、本県の実情にあわせた手引きへとバージョンアップさせてまいります。

次に、災害ケースマネジメントに関する内容を、地域防災計画に盛り込む必要があるのではないか、とのお尋ねがございました。

令和5年5月に修正された国の防災基本計画では、国及び地方公共団体は、災害ケースマネジメントによる被災者支援の仕組みを整備するよう努めることが盛り込まれております。

国の修正を受け、次回の県地域防災計画の修正時に反映させることとしており、各市町村の地域防災計画においても、その内容が反映されるよう促してまいります。

最後に、災害ケースマネジメント実施者への研修について、お尋ねがございました。

災害ケースマネジメントは、一部の自治体を除いて、全国的には取り組みが進んでない状況であり、まずは、県や実施主体となる市町村の職員に、その必要性について理解していただくことが必要です。

このため、令和3年度には、市町村長を対象にしたトップセミナーを開催いたしました。

今年度は、県や市町村の職員、関係団体を対象に、災害ケースマネジメントの考え方や担う役割など基礎的な研修を、県内2カ所で実施する予定です。

災害ケースマネジメントを実施する際には、県は、市町村の体制づくりや人材育成の支援、専門家の派遣などの後方支援、市町村は、戸別訪問や支援計画づくりなどの実務を担います。

また、弁護士や建築士の方々には相談対応、社会福祉協議会、NPOの方々には被災者とのコミュニケーションの取り方や課題を適切に把握するノウハウなど、それぞれの役割に応じたスキルを身につけていただくことが必要となります。

そのため、県版手引作成後は、県や市町村の職員、戸別訪問を実施する方、相談員などを対象に、研修会や具体的な事例を交えたワークショップを実施するなど、実施者それぞれのスキルアップが図られるよう、取り組んでまいります。

◎商工労働部長（松岡孝和君） まず、本県における事業継続力強化計画の認定件数について、お尋ねがございました。

事業継続力強化計画は、規模の小さな事業者であっても容易に策定でき、かつ、計画の実効性が確保されるよう、令和元年度に制度化されたものであり、お話にありましたように、税制面などで優遇措置が受けられるものです。

この事業継続力強化計画の、本年4月末時点における県内の認定件数は345件となっております。その内訳は、事業者が単独で計画を策定する単独型が340件、複数の事業者が原材料や部品の確保の協力体制を構築するなどの連携型が5件となっております。

次に、計画の策定を促すための取り組みについて、お尋ねがございました。

本県においては、事業継続力強化計画の策定を促すための講座を、昨年度から実施しているところです。

この講座は、専門家による指導のもと、その場で計画を策定していただくことで、1日で申請手続きに必要な書類を完成できるプログラムとしております。その上で、確実に認定まで結びつくよう講座終了後のサポートも実施しております。

昨年度は、高知市など県内4地域で、講座を6回開催し、オンラインでの参加を含めまして、62社79名の方々に御参加いただきました。

今年度も、昨年度と同様に、県内4地域で、講座を6回開催することとしております。昨年度は講座の開催時期が夏場に集中しておりましたが、この時期が繁忙期の事業者も多いので、今年度は、開催時期の分散化を図ってまいります。また、未策定の事業者には、直接、講座の御案内も行なっていくこととしております。

こうした取り組みによりまして、より多くの事業者に参加いただくよう努めてまいります。

最後に、認定事業者に求められる計画策定後の取り組みについて、お尋ねがございました。

認定事業者には、策定した計画の実効性を高めることが何より求められます。

具体的には、有事の際にしっかりと事業継続できるよう、計画内容について、従業員に理解を浸透させるための社内研修の実施や、初動対応の訓練の定期的な実施といった、平時の対策のほか、こうした取り組みで得られた結果をもとに、計画の見直しが求められます。

また、自家発電設備の導入など、事前対策の整備を計画に盛り込んでいる場合には、この整備を早期に行っていただくことも求められます。その際には、低利融資や税制といった認定に伴う優遇措置を積極的に活用していただきたいと考えております。

このほか、認定を契機として、事業継続力をより高めるため、BCP策定の検討も行なっていきたいと考えております。

より多くの中小規模事業者の皆様が、地震を含めたさまざまなリスクに対応し、有事の際にもしっかりと事業継続ができますよう、引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

◎**林業振興・環境部長（武藤信之君）** まず、天狗高原遊歩道の工事における特記仕様書と検討委員会の設置について、お尋ねがございました。

四国カルスト県立自然公園の自然探勝路の整備に当たりましては、工事発注前を含めまして、現地調査等を複数回行いましたが、その際、希少植物については生育を確認できませんでした。このため、特記仕様書におきましては、希少植物の適正な保全についての記載はしておりません。

また、希少植物の生育を確認できなかったことや、今般の自然探勝路の工事の規模であれば、専門的な検討は必要とされていないことから、整備事業前に専門的な委員会は設置しておりません。

次に、今回の工事はバリアフリー観光のアドバイザーやEバイクの利用者などからの意見を踏まえ、整備したのかとのお尋ねがありました。

この整備に際しては、優れた風景地である四国カルスト県立自然公園について、バリアフリー化などにより利用者が安心して自然を楽しんでいただけるよう、地元の意向を踏まえ、Eバイクや自転車、さらには車いすなども通行可能なものとしたところです。

この整備に当たりましては、バリアフリー観光のアドバイザーやEバイクの利用者から直接意見を聞いておりませんが、設計段階から工事に至るまで関係者と協議を重ねながら、自転車道や遊歩道のバリアフリー化に関する基準に基づき、工事を進めたところでございます。

なお、現在、遊歩道周辺の希少植物の再生に向けた対策について、検討委員会を設置して、専門家に御意見を伺う取り組みを進めておりますが、これと並行して、公園利用者に対しアンケート調査を行っております。こうして得られました情報、御意見をもとに必要な対策を取りまとめ、天狗高原における希少植物の再生などに取り組んでまいります。

最後に、生物多様性こうち戦略の改定における、公共工事との向き合い方などの検討について、お尋ねがございました。

生物多様性こうち戦略は、高知県の生物多様性が豊かに維持されている社会を実現するための総合的な指針として策定しており、来年度には改訂することとしております。

その改訂については、環境審議会の御意見を伺いながら、これまでの取り組みや現状と課題などについて整理し、新たな短期目標や行動計画を策定することとしています。

その中で、公共事業等についても、周辺の環境等について調査を行うことなど、今般設置しました希少植物等保全対策検討委員会における意見も参考に検討を進めてまいります。

◎総務部長（徳重覚君） まず、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に関してと、今後のスケジュール及び財源確保について、お尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答え申し上げます。

会計年度任用職員の勤勉手当に関しましては、今回の地方自治法の改正を受け、今月9日に総務省から適切に支給すべきとの技術的助言が行われました。あわせて、事務処理マニュアルが示されたことから、現在、検討を行っているところでございます。

具体的には、総務省の助言に沿って、実際の勤務期間に応じた期間率や、人事評価の反映を含めた成績率の取り扱い、また、その運用方法などを精査する必要があります。

また、令和6年度から支給するよう助言もあることから、給与条例の改正は、本年の12月議会にお諮りすることになるのではないかと、現段階では考えております。

加えて、勤勉手当を支給するためには財源確保も必要となります。このため、本年3月に全国知事会から国に対し、「勤勉手当の支給に当たって増加する財政需要については、地方財政計画の歳出に確実に計上すること」との申し入れを行いました。

また、今月1日に開催されました総務省主催の四国ブロック地方財政連絡会議におきまして、私自身からも、総務省の幹部職員に直接要望したところでございます。

今後も、全国知事会と連携するとともに、私自身も機会を捉えまして、財源確保に向けて、国に対し、しっかりと要望してまいりたいと考えております。

次に、会計年度任用職員への勤勉手当支給に関し、県内市町村に対する助言について、お尋ねがございました。

市町村に対しましては、国が示す制度の概要やマニュアルなどの速やかな周知のほか、市町村への直接訪問や業務ヒアリングなどのあらゆる機会を捉えて、令和6年度からの支給に向けた助言を行なっているところでございます。

今後も、市町村からの問い合わせへのきめ細やかな対応のほか、県における検討状況を可能な限り情報を提供することで、市町村の制度設計を後押ししてまいります。

◎31番（坂本茂雄君） 2問をさせていただきたいと思います。

それぞれに御答弁ありましたけれども、残された時間の中で幾つか確認をさせていただきたいと思います。

1つは、知事、一番最初にお伺いした、私がお聞きしたのは、それぞれの政党との距離感についてお聞きしたのであって、知事の答弁は、なぜ推薦依頼をしたかの経過説明にか過ぎなかったというふうに、私は思っています。

そういった意味では、もう1度、それぞれの政党との距離感をどういうふうに日ごろから捉えているのか、ということをお答えさせていただきたい。

それは、(4)でお聞きした、例えば、国会における与野党対決法案の問題点等について、

それぞれお答えいただきましたけれども、これについても、私は幾つか指摘をしたい点もありますが、もう時間の関係でそれぞれできませんが、ただ、こういう法案に対しての知事の方ほど述べられた姿勢が、またそれぞれの推薦依頼をした政党との距離感にもつながってくるというふうに、私は思っています。

ですから、この国会におけるそれぞれの法律に対する知事の姿勢というのは、ある意味、推薦依頼をされた政党の皆さんにとっては、1つの距離感を推しはかるものではないかなというふうに思っています。

とりあえず、ここでは、まず、その距離感の問題について、改めて答弁をしていただきたい。そのことをお願いします。

もう1つは、4番の子育て支援の関係です。「こども未来戦略方針」等、高知県が力を入れて取り組まなければならない課題、それについての知事の答弁がございました。

いずれにしても、若年層の定住の問題などを含め、女性の雇用の場の確保、そういったことなどについて、これから積極的に進められていくというふうなお話がありました。

そのためにも、例えば、先ほど共産党の秦議員が言われた、賃金の問題なども、大きな課題にはなつてこようと思います。

そういったことも含めて、知事自ら言われた「こどもまんなか」の施策をほんとに進めていくためには、どういった施策にもっと力を入れなければならないのか。

今、先ほど知事が答弁された、そのこと以外にはもうないのか。そのことについて、もう1度伺いたいと思います。

それと、あわせて、私がお聞きした県内に保育士を招き入れるぐらいの本県独自の取り組み。1つの策として、例えば、移住促進策と連携させた取り組みというような御答弁がありました。

それとあわせて、先ほど、教育長がお答えになった、人材確保のためのさらなる処遇改善。これをどういうふうにリンクさせていくのかということが、教育長も言われた、知事部局との連携ということになってこようかと思っています。

そのために、私は、県内に保育士を招き入れるぐらいというのは、例えば、移住促進策を進めていく際に、もし、保育士の資格を持っていなければ、高知県へ行ったら保育士の資格を取ってもらいますと。そして、保育士になりたい方がいたら、高知県では保育士になっていただいて、職場も構えます。

あるいは、逆に、県外においでで保育士をしていると。高知県に移住したい。だったら、保育士としてこういった職場もありますというようなことをアドバイスしていきなり含めて、ほんとに高知県は、例えば、保育士を確保していくためにすごく丁寧な取り組みをしているというようなことがされるのかどうか。そこまで、私は踏み込まないと、なかなか保育士の確保というのは難しいのではないかというふうに思います。

その意味で、移住促進策との連携した取り組みという知事のお考え、私は1つの案だというふうに思いますので、この点について、先ほど、私が述べた点とあわせてどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それと、四国カルストの問題ですけれども、知事が答弁された、例えば、事前の情報確認が十分ではなかったというようなことなどを含めて、工事の情報提供を事前にやりながら、そこからきちんと情報をいただいて、事前確認をしていくということと、先ほど、部長が答弁されたことが、どういうふうにきちんと整合性がとれたような取り組みをされていくのかということが、私は大事だろうというふうに思っています。

そういった意味では、今回の検討委員会の中での議論の具体化をやっていくこととあわせて、この事前確認をしていくということとをどういうふうに取り組まれるのか、具体的にですね。そのことについては、林業振興・環境部長にお答えいただきたいというふうに思います。

以上、2問です。

◎知事（濱田省司君） まず、1点目の知事選挙に向けてのそれぞれの政党間との距離感という点についての御質問でございます。

私ただいま申し上げましたのは、行政トップとしてできるだけ幅広い御支援をいただくことを念頭に、各政党に推薦願を出しましたと御答弁申し上げました。

さらに、あえての御質問ですので、この距離感について多少補足をいたしますと、当然、4年前の知事選挙において御支援をいただいた政党、そうでない政党でございます。

また、その後の私の政治活動に関しましても、いろいろな形で御支援、御助言をいただいている政党、そうでない政党、これがございます。政治家でございますから、そういったところを反映しての距離感の違いというのは当然あるということは御理解をいただきたいと思いますが。

その上で、先ほど、あえて、会見におけます自民党の県議会におきます議席減についてのコメントを聞かれましたけれども、このコメントそのものは、記者会見で、記者の方から、特に自民党の議席減ということについて、知事の受けとめをと、特定をした御質問がございましたので、あえてお答えをしたということでありまして、それ以上の他意はございませんので、念のために申しておきたいというふうに存じます。

国会の各法案についての賛否ということについてもお話ございましたが、国会の審議状況に関します中身につきましては、そうした政党の賛否状況というのは1つの参考要素ではございますけれども、議会で御質問いただいた際には、あくまで、それぞれの法案の中身について勉強させていただいた上で、私自身の立場を御説明させていただいている、御答弁させていただいているつもりでございます。

それから、子育て支援に関してのお話でございますけれども、今回の出生数の全国 47 県最下位ということに関しまして、改めて分析をした過程の中で、本県の場合、合計特殊出生率は全国と比べてそれなりに上の水準が維持できておりますけれども、いわば、母数になります若い女性あるいは子育て世代の若者の数が大きく減っているということが、結局、出生数の激減というところに大きく影響を与えているのではないかというふうな分析を現段階でいたしております。

そのため、ただいま御答弁いたしましたように、特に、若い女性を中心とした若者世代をふやしていく。そのためには、仕事、生活、安全・安心、この 3 要素だと思いますが、仕事の中では、ただいま御指摘がありました賃金の水準、このことについて、産業の力を強くしていくということ含めて、向上を目指していく。これは、当然であるというふうに思います。

保育士の処遇に関しまして、特にお話がございました。ただいま、特に御指摘もございましたから、現実には、昨年などは、6 名の方が移住者で、保育士として県内に就労していただいているという報告を受けましたので、そういった実績をさらに伸ばしていくという意味において、どういった方法ができるかということを考えてもらいたいという点を、教育委員会にも答弁の調整の中でお願いいたしましたので、教育委員会のほうで、ただいま議員から御提案がありました点も含めて、どういった新しい方策が考えられるかというのは検討していただいて、その上で、私としても、それについては前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

◎**林業振興・環境部長（武藤信之君）** お尋ねのありました、四国カルスト県立自然公園の状況を踏まえまして、どういった情報収集など、どう取り組んでいくのかというお尋ねだったかと思えます。

自然環境への配慮ということにつきましては、工事を行う現状によって、一律に定められるものではないというふうなことが特徴としてあろうかと思っております。

そうした観点から、事前にしっかりとした情報を収集していくというところが肝になってくるんだろうというふうに考えているところでございます。

そういった観点から、今回、厳しく御意見をいただいておりますような件につきましても、なるべく早い段階から地域に情報を提供いたしまして、地域の現場に精通した方々から情報を提供いただけるような取り組みを進めていくということが重要だろうということを考えておまして、そうした取り組みを徹底していく。

そして、その得られた情報を、専門的な見地から、どのような対応をしていくのがよいのかということをお助言いただけるような専門家の方々などの情報整備をして、事前に確認できるような体制を整えていくということが重要だというふうに考えているところでござ

ざいます。

◎31 番（坂本茂雄君） ありがとうございます。いずれにしましても、とにかくこの高知県政、常に、やはり県民としっかりと向き合って、弱い県民の方には伴走をしながら取り組んでいく。こういった姿勢を持った県政であっていただきたいということを御要望させていただきます。最後にさせていただきます。

ありがとうございます。